

**熊本大学（黒髪南）工学部他校舎
改修施設整備等事業 入札説明書**

平成 16 年 8 月 11 日

国立大学法人 熊本大学

目 次

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業の概要	2
1. 公告日	2
2. 契約担当官等.....	2
3. 調達機関番号等.....	2
4. 品目分類番号.....	2
5. 担当部局.....	2
6. 事業概要等	2
第 3 入札参加に関する条件等	7
1. 入札参加者が備えるべき資格	7
2. 入札参加グループの構成員等の変更等.....	11
3. 入札に関する留意事項.....	12
4. 選定スケジュール	13
5. 入札手続.....	14
第 4 落札者の選定	21
1. 落札者の選定方法	21
2. 審査委員会の設置	21
3. 第二次審査の方法	21
4. 審査事項.....	21
5. 落札者の決定.....	22
6. 入札結果の通知及び公表	22
7. 事務局と協力者.....	22
8. 手続きにおける交渉の有無.....	23
9. 苦情申立て	23
10. 関連情報を入手するための照会窓口	23
第 5 提示条件	23
1. 特別目的会社（SPC）の設立.....	23
2. 事業フレーム.....	24
3. サービス購入料.....	25
4. 土地等の使用等.....	27
5. 選定事業者の事業契約上の地位.....	28

6.	入札保証金及び契約保証金	28
7.	保険	28
8.	大学と事業者の責任分担	29
第6	事業実施に関する事項.....	29
1.	誠実な事業遂行義務.....	29
2.	大学による本事業の実施状況の監視	29
3.	支払いの減額等.....	30
4.	財務書類の提出.....	31
5.	事業期間中の選定事業者と大学の関わり	31
6.	支払い手続き.....	31
7.	技術者の配置.....	31
第7	契約の考え方	32
1.	契約書の作成等.....	32
2.	基本協定.....	32
3.	契約手続き	32
4.	契約の枠組み.....	32
5.	入札価格と落札金額.....	33
6.	本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	33
第8	入札提出書類等.....	33
1.	第一次審査（競争参加資格確認申請）時の提出書類.....	33
2.	入札辞退時の提出書類.....	34
3.	入札提出書類.....	34
第9	その他.....	36
1.	契約に違反した場合等の取扱い.....	36
2.	特定事業の選定の取消し	36
3.	情報の掲載	36

別紙1 入札説明書に関する質問書

添付資料1 リスク分担表

第 1 入札説明書の定義

この入札説明書は、大学が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づき、特定事業として選定した「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業」(以下「本件事業」という。)を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 16 年 3 月 31 日に公表した実施方針等(添付資料を含む。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 業務範囲一覧表」(以下「業務範囲一覧表」という。) 「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という。) 「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 施設設計要求書」(以下「施設設計要求書」という。) 「落札者決定基準」 「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 建物等の設計・改修及び維持管理等に関する基本契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。) 「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書(案)」という。) 「様式集」及び関連資料等は、入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。

なお、入札説明書と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答集に相違のある場合は、入札説明書の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答集によることとする。

第2 事業の概要

1. 公告日

平成16年8月11日

2. 契約担当官等

契約担当役 国立大学法人 熊本大学事務局長 長木 正治

3. 調達機関番号等

調達機関番号 415 所在地番号 43
第4号

4. 品目分類番号

41、42、75、78

5. 担当部局

〒860 - 8555 熊本市黒髪2丁目39番1号
熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係
電話 096-342-3214 (直通)

6. 事業概要等

(1) 事業名

熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業

(2) 事業期間

契約締結の日の翌日から平成31年3月31日までとする。

(3) 施設の概要

地区地番	熊本市黒髪2丁目39番1号 熊本大学黒髪団地(南地区構内)
敷地面積	110,343 m ² (うち本事業対象予定地 約17,400 m ²)
延床面積	23,826 m ² (増築177 m ² 及び既設改修増120 m ² 含む。)
敷地前面道路	幅員約8m (北面道路: 県道337号線 敷地と接する長さ450m)
区域	都市計画区域(市街化区域)
用途地域	第一種中高層住居専用地域(96,502 m ²) 第二種中高層住居専用地域(13,841 m ²)
防火指定	建築基準法22条の指定地域
形態規制	
a) 建ぺい率	60% (第一種中高層住居専用地域) 60% (第二種中高層住居専用地域)
b) 容積率	150% (第一種中高層住居専用地域) 200% (第二種中高層住居専用地域)
c) 斜線制限	有
d) 振動規制地域、騒音規制地域、悪臭規制地域	

(4) 事業内容

本事業を行うことと決定された事業者(以下「事業者」という。)は、その提案をもとに設計・改修した建物等を用いて、事業契約により示される内容の業務を行う。具体的な業務の範囲は、次のとおりとする。

1) 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備業務

事前調査業務(埋蔵文化財調査含む)及びその関連業務
施設整備に係る設計*1(実施設計)及びその関連業務
施設整備に係る改修工事(増築含む)及びその関連業務
附帯設備の設置工事及びその関連業務
工事監理業務
改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

周辺家屋影響調査・対策業務については、事業者が自らの提案により法に基づき範囲について行うこと。

電波障害調査・対策業務については、事業者が自らの提案によって、影響のある範囲について行うこと。

- *1 本事業における基本設計とは、各棟の平面配置計画・内装仕上計画等、施設設計要求書に提示したものとし、それ以外を実施設計とする。

2) 熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設維持管理業務

建築物保守管理業務(点検・保守・修繕・その他一切の保守管理業務を含む。)
建築設備保守管理業務(点検・保守・修繕・その他業務要求水準書による業務)
清掃業務(建物の清掃業務)
環境測定業務

維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

施設の大規模修繕(本事業における大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいう。)については、事業期間中の実施は予定していない。ただし、業務要求水準書及び施設設計要求書に示す機能を維持するために行う修繕・更新は規模にかかわらず全て本事業範囲内の業務とする。

(5) 業務の要求水準

事業者が行う業務の要求水準は、業務要求水準書及び施設設計要求書によるものとする。

(6) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。ただし、移行計画と、引渡し時期を厳守した上でのより良い提案を妨げるものではない。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業者は大学が所有する土地にある工学部他校舎を解体（躯体を除く。）設計、改修した後に、事業期間中に係る維持管理業務を実施するRO（Rehabilitate - Operate）方式により実施する。なお、維持管理業務は改修工事が終了し引渡が完了した部分から開始する。

(8) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律
（ハートビル法）

電波法

電気事業法

ガス事業法

下水道法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

労働安全衛生法

文化財保護法

その他関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守のこと。

第3 入札参加に関する条件等

1. 入札参加者が備えるべき資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者（定義については第5 1. 参照）から直接、設計、工事監理、改修工事及び維持管理業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請書等の提出時において協力会社として明記すること。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第5条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者が決定するまでの期間に、当該契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した(財)日本経済研究所並びに(財)日本経済研究所がアドバイザー業務において提携関係にある(株)伊藤喜三郎建築研究所、アンダーソン・毛利法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

最近1年間の国税(法人税等)を滞納していない者であること。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、改修工事及び維持管理の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合には、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。また、同一業務を複数の者で実施する場合も、それぞれがその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と改修工事業務については、同一会社が兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。
- イ 経営状況が健全であること。
なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていないことを意味する。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 平成6年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す(ア)及び(イ)の業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複

数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。なお、設備設計を担当するものは、下記の（イ）の実績を有することを要しない。

- 業務実績
- （ア） 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の校舎、研究施設又は国発注の公共施設の全面的な改修実績を有すること。
 - （イ） 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の建物の耐震補強工事（免震工法、制振工法も含む。）を伴う改修実績を有すること。

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

- ア 上記（3） アに同じ。
- イ 上記（3） イに同じ。
- ウ 上記（3） ウに同じ。
- エ 上記（3） エに同じ。
- オ 平成 6 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記の業務実績に示す工事監理業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事、電気設備工事、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

- 業務実績
- （ア） 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の校舎、研究施設又は国発注の公共施設の全面的な改修実績を有すること。
 - （イ） 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の建物の耐震補強工事（免震工法、制振工法も含む。）を伴う改修実績を有すること。

電気設備工事、機械設備工事の工事監理については、地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の校舎、研究施設又は国発注の公共施設の全面的な改修工事の監理業務実績を有すること。

改修工事に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1,050点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力会社が上記を満たさなければならない。

- イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると大学が認める場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても要件を満たす者として取り扱うことができるものとする。

- ウ 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうち1社が工事種類ごとの施工実績を有すれば良いものとする。

業務実績 (ア) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の校舎、研究施設又は国発注の公共施設の全面的な改修実績を有すること。

(イ) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の建物の耐震補強工事（免震工法、制振工法も含む。）を伴う改修実績を有すること。

なお、下記工のb)、c)を担当するものは(イ)の施工実績を有することを要しない。

- エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

a) 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b) 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c) 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 - 流体機械」、「機械 - 冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d) 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウに掲げる工事の経験を有する者であること。

e) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成16・17・18年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

2. 入札参加グループの構成員等の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

3. 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書（ほか業務範囲一覧表、業務要求水準書、施設設計要求書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、入札説明書等に関する質問回答集及び関連資料等を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札提出書類の取扱い・著作権

1) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

2) 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

また、入札参加者の入札提出書類については、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。入札参加者は、入札参加表明書の提出をもって当該公表に同意したものとする。

なお、入札提出書類は返却しない。

3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行なった入札参加者が負う。

(4) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することができない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) その他

- 1) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- 2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 3) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

4. 選定スケジュール

入札及び選定は、次の日程で行う。

項目	日程(予定)
入札公告	平成16年8月11日(水)
入札説明会	平成16年8月18日(水)
入札説明書等に関する質問受付	平成16年8月11日(水)～ 8月31日(火)
入札説明書等に関する質問回答公表	平成16年9月21日(火)
競争参加資格確認、第一次審査の受付	平成16年9月24日(金)～ 10月4日(月)
第一次審査結果の通知	平成16年10月13日(水)
競争参加資格がないと認めた理由の説明の受付	平成16年10月13日(水)～ 10月22日(金)
競争参加資格がないと認めた理由の回答	平成16年10月29日(金)

入札提出書類の受付	平成 16 年 11 月 9 日（火）～ 12 月 1 日（水）
開札	平成 16 年 12 月 1 日（水）
落札者の決定	平成 17 年 1 月中旬
基本協定の締結	平成 17 年 1 月下旬
選定事業者との事業契約締結	平成 17 年 3 月下旬

5. 入札手続

入札に関する手続き等は以下のとおりである。

(1) 入札説明書等

<入札説明書等の閲覧>

- 1) 閲覧期間 平成 16 年 8 月 11 日（水）～11 月 30 日（火）
（ただし、土日・祝日を除く。）
- 2) 閲覧時間 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- 3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 施設企画課（保健センター2 階）
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

なお、入札説明書等は、インターネットでも閲覧できる。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html>（熊本大学ホームページ）

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

（文部科学省大臣官房文教施設企画部企画課契約情報室ホームページ）

(2) 入札説明会（ ）

下記のとおり、入札に関する説明会を開催する。

- 1) 開催日時 平成 16 年 8 月 18 日（水）14 時～
- 2) 開催場所 熊本大学 大学教育研究センター1 階 学務部多目的会議室
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号
- 3) 当日連絡先 熊本大学 施設部 施設企画課 企画係

電話 096 - 342 - 3213 (直通)

4) 注意事項

説明会当日は、入札説明書等(業務範囲一覧表、業務要求水準書、施設設計要求書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集等を含む。)を配布しませんので、大学のホームページからダウンロードして持参願います。

事前申込は必要ありません(現地集合・現地解散を基本とします。)
駐車場に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

(3) 質問書受付() 回答書の公表()

本件入札説明書等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問回答を以下の要領にて行うものとする。

- 1) 受付期間 平成 16 年 8 月 11 日(水) ~ 8 月 31 日(火) 17 時必着
2) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式 1)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。

(ファイル形式は Microsoft Word のこと。)

宛先: 熊本大学 施設部 施設企画課 企画係

電子メールアドレス: sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

- 3) 回 答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 16 年 9 月 21 日(火)までにインターネット等の方法にて公表する。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html>

(熊本大学ホームページアドレス)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(文部科学省大臣官房文教施設企画部企画課契約情報室ホームページアドレス)

(4) 第一次審査(競争参加資格等の確認)

1) 競争参加資格確認申請書等の提出()

入札参加希望者は、上記「1.(3)」に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加

時において「1.(3)」の ア・ ア・ ア及び アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時において「1.(3)」の ア・ ア・ ア及び アに掲げる事項を満たしていることを条件として、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

受付期間	平成 16 年 9 月 24 日（金）～10 月 4 日（月） （ただし、土日・祝日を除く。） 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
場 所	熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係
そ の 他	競争参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。 競争参加資格の確認基準日 平成 16 年 10 月 4 日（月）

2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

契約担当役は、提出された競争参加資格確認申請書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止。

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。なお、例外的に、契約担当役が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

3) 設計・改修に当たる者の実績等の確認

「1.(3) ウ」の同種の工事の施工実績及び「1.(3) オ、 オ及び エ d」の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

4) 第一次審査（競争参加資格等の確認）結果の通知（ ）

第一次審査（競争参加資格等の確認）結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 16 年 10 月 13 日（水）までに通知する。併せて、登録受付番号を通知する（入札参加グループの場合は、グループ代表者に通知する。）。

5) 競争参加資格の確認後の取扱い

第一次審査において競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、「1.（2）及び（3）」に定める要件の一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札の参加は認められない。

6) 競争参加資格がないと認めた場合の扱い（ 、 ）

競争参加資格がないとされた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

- 1) 提出日時 平成 16 年 10 月 13 日（水）～ 10 月 22 日（金）
（ただし、土日を除く）
9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- 2) 提出方法 説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵送、FAX、Eメールは不可とする。
- 3) 提出場所 熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係
- 4) 回 答 契約担当役は、説明を求めた者に対し、平成 16 年 10 月 29 日（金）までに書面により回答する。

(5) 入札

第一次審査を通過した入札参加者は、次により入札を実施する。

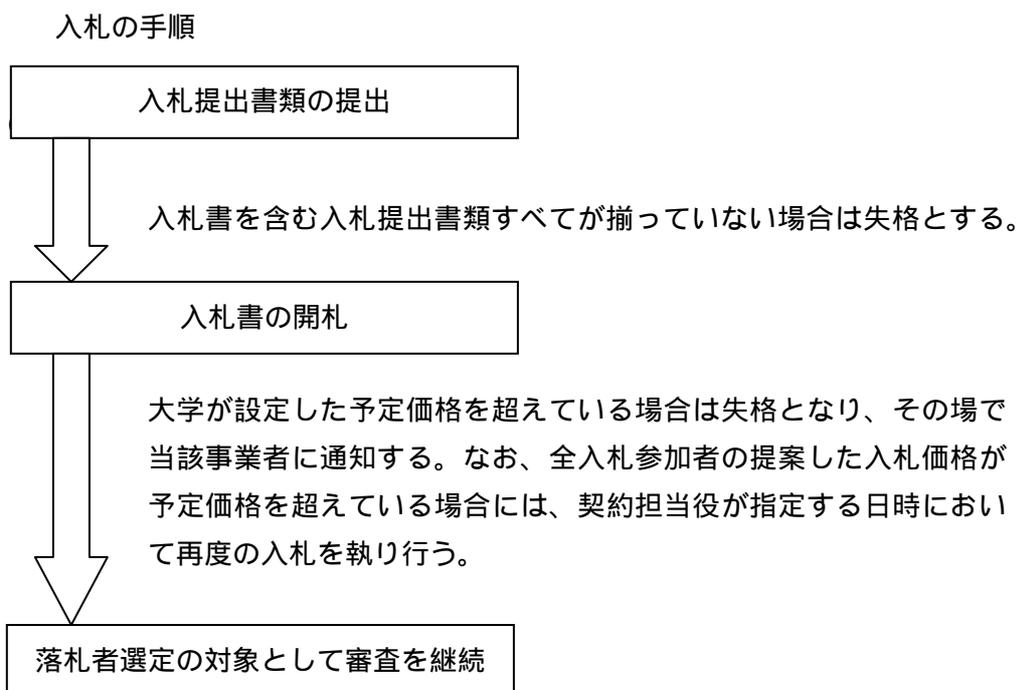
契約担当役から、競争参加資格確認通知を受けた入札参加希望者は、入札提出書類を提出することができる。

なお、入札提出書類の作成については、別添資料 7 「様式集」に従う。

1) 入札の方法

入札提出書類を持参もしくは郵送のいずれかの方法にて一括して提出し、下記の

要領にて入札書（様式 1 - 20）を開札する。なお、大学が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者はその後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。



開札の日時

- ア 日時 平成 16 年 12 月 1 日（水）14 時
イ 場所 熊本大学事務局大会議室（1 階）
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

2) 入札提出書類の提出

入札提出書類は、持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「契約担当役 国立大学法人熊本大学事務局長 長木 正治」、「入札者名」及び「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きして記載すること。

入札提出書類を持参する場合

- ア 受付期間 平成 16 年 11 月 9 日（火）～ 12 月 1 日（水）
9 時～17 時、ただし、12 月 1 日は 12 時まで

イ 受付場所 熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係

入札提出書類を郵送する場合

ア 受領期限 平成 16 年 11 月 30 日（火）17 時必着

イ 送付先 熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係

ウ 送付方法 必ず「配達記録郵便」とすること。また、入札書（様式 1 - 20）を封筒に入れ密封し、その他の提出書類を同封のうえ、表に「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業に係る入札書在中」と朱書して郵送すること。

3) 入札金額の内訳書の提示

入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

内訳書の様式は、別添資料 7「様式集（様式 1 - 21）」とする。

内訳書は、担当職員が確認の後返却する。

4) 入札にあたっての留意事項

入札時には身分を証明できるものを持参すること。なお、代理人の場合には、委任状（様式 1 - 15、1 - 16）を併せて持参すること。また、入札参加グループで参加する場合には代表者のみが参加するものとする。

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない熊本大学の職員を立ち合わせるものとする。

5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、契約担当役により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に「第 3 1 .」に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

入札参加表明書に記載された代表以外の者が行った入札。
競争参加資格のないもの、又は入札指名通知書を受理しなかった者の入札。
委任状が提出されていない代理人の入札
同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札。
入札時刻に間に合わなかった者の入札。
記名押印を欠いた入札。
入札金額を訂正した入札。
誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札。
明らかに連合によると認められる入札。
入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札。
その他入札に関する条件に違反した、又は大学の指示に従わなかった者の入札。

6) 入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式1-17)を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

提出期限 平成16年12月1日(水)開札終了まで(ただし、郵送する場合は平成16年11月30日(火)17時必着)
提出場所 熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係

第4 落札者の選定

1. 落札者の選定方法

本件入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

2. 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等及び大学で構成する熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、最優秀提案を選定する。審査委員は以下のとおり。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	三井 宜之	（熊本大学工学部教授）
副委員長	荒井 勝彦	（熊本学園大学経済学部教授）
委員	北嶋 昭三	（福岡市経済振興局産業政策部新産業振興室長）
	武田 浩	（日本政策投資銀行九州支店企画調整課調査役）
	位寄 和久	（熊本大学大学院自然科学研究科教授）
	西野 宏	（熊本大学理学部教授）
	小島 敏行	（熊本大学施設部長）

3. 第二次審査の方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、審査委員会にて提案の審査を行う。入札価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案をした事業者を選定することとする。

4. 審査事項

(1) 審査の視点

審査において次の事項を重視する。

- 1) 総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。
- 2) 大学の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われていること。
- 3) 優れた品質管理の基に、期限までに確実に工事を完工し、適正な維持管理ができること。
- 4) 14年間の長期にわたり円滑に本事業の継続が図られること。

(2) 審査項目等

第二次審査の審査項目は以下のとおりであるが、詳細については別添資料4「落札者決定基準」を参照のこと。

1) 基礎審査

基礎審査においては、以下の項目に基づき、入札参加者の提案内容が大学の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認する。

- ア 施設全体の改修計画、維持管理業務
- イ 事業シミュレーション
- ウ 事業遂行能力

2) 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について評価し、得点化する。各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。なお、審査の過程においてヒアリング等を実施する場合もある。

- ア 改修工事等に関する事項
- イ 維持管理業務に関する事項
- ウ 事業の安全性に関する事項

5. 落札者の決定

大学は審査委員会により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

6. 入札結果の通知及び公表

- (1) 入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。
- (2) 入札結果は、審査結果とあわせて大学のHP及び文部科学省大臣官房文教施設企画部企画課契約情報室のHPへの掲載その他適宜の方法により公表する。
- (3) PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定を締結後に公表する。

7. 事務局と協力者

事業者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

熊本大学 施設部 施設企画課 企画係

住所 熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

電話 096-342-3213 (直通)

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、協力者は本入札には参加できないものとする。

財団法人 日本経済研究所

株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

アンダーソン・毛利法律事務所

8. 手続きにおける交渉の有無

無。

9. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0262 (直通))に対して苦情を申立てることができる。

10. 関連情報を入手するための照会窓口

〒860 - 8555 熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

熊本大学 施設部 施設企画課 総務契約係

電話 096-342-3214 (直通)

第5 提示条件

1. 特別目的会社 (SPC) の設立

落札者は、本事業を実施する商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社(以下「選定事業者」という。)を事業契約締結の時までに設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者の出資比率が、出資者中最大にならな

いこと。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2. 事業フレーム

(1) 事業の遂行

- 1) 設計図書に定められた工事を終了させ、引渡しを完了した部分から維持管理業務を開始する。
- 2) 平成 20 年 2 月末日までに、設計図書に定められたすべての工事を完成させ、最終引渡し施設である理学部 3 号館の引渡しを完了すること。
- 3) 「第 2 6 . (4) 事業内容」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

1) 債権の譲渡

大学は選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が大学に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。選定事業者は、事前に大学の承諾がなければ債権を譲渡することができない。

2) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が大学に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に大学の承諾がなければ行うことができない。

(3) 法制上及び税制上の措置及び財政上及び金融上の支援等

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に係る法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

3. サービス購入料

(1) サービス購入料

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する校舎施設の設計及び改修等に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費相当」という。）から成る。

工学部他校舎施設の施設整備費相当については、大学の中期計画に定めるところに従い文部科学省により毎年の予算編成の中で措置され、維持管理費相当については、大学の中期計画に基づき文部科学省から措置される運営費交付金から大学が措置する。

大学は、工学部他校舎施設の施設整備費相当及び維持管理費相当を供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第 10 条第 1 項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約に定めるところにより支払う。詳細は、事業契約書(案)「別紙 7 サービス購入料について」を参照すること。

(2) 改定の考え方

維持管理費相当については、物価変動を踏まえた改定を行う。

なお、詳細については、事業契約書(案)「別紙 9 サービス購入料の改定について」を参照すること。

(3) 支払方法

施設整備費相当と維持管理費相当の支払は、事業契約に定めるところにより、以下のとおり行う。

1) 施設整備費相当

施設整備費相当について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を年 2 回の元金均等による割賦方式により、全 23～27 回に分けて支払う。

ア 第 1 回目の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

a) 理学部 2 号館 (期)

- ・理学部 2 号館 (期) の改修工事が完了後、選定事業者は竣工検査 (自主検査) の報告を行う。
- ・大学は、上記の報告を受けてから 14 日以内に検査を行う。
- ・検査に合格した後、事業者は平成 18 年 1 月 31 日に大学に対して理学部 2 号館 (期) を引き渡す。

b) 工学部 1 号館 (期) 及び工学部 2 号館

- ・工学部 1 号館 (期) 及び工学部 2 号館の改修工事完了後、選定事業者は竣工検査 (自主検査) の報告を行う。
- ・大学は、上記の報告を受けてから 14 日以内に検査を行う。
- ・検査に合格した後、事業者は平成 18 年 2 月 28 日に大学に対して工学部 1 号館 (期) 及び工学部 2 号館を引き渡す。

事業者は、上記のとおり、大学に対して理学部 2 号館 (期)、工学部 1 号館 (期) 及び工学部 2 号館を引渡し、平成 18 年 4 月 1 日以降に請求書を送付する。

大学は請求を受けた日から 60 日以内に支払う。

イ 第2回目以降の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

- ・理学部2号館(期)、工学部1号館(期)及び工学部2号館以外の対象部分については、選定事業者は、スケジュールに従い平成19年2月末までに、前項の「ア」と同様の引渡し手続きを行い、既に支払いを開始している対象部分の支払額と合わせて、毎年度4月1日及び10月1日以降に大学に請求書を送付する。
- ・すべての対象部分を引渡し、理学部3号館の初回分を支払った後は、選定事業者は、毎年度4月1日及び10月1日以降、速やかに大学に対して請求書を提出する。
- ・大学は請求を受けた日から60日以内に支払う。

2) 維持管理費相当

維持管理費相当について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年2回、事業契約に定める額を選定事業者を支払う。

ア 維持管理費相当の支払いについては、以下の手順で行う。

- ・大学は、個別モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングの結果を基に、月に1度、業務状況の良否を判断し、業務報告書受領後10日以内(土日・祝日除く。)に選定事業者へ通知する。
- ・毎年4、10月、モニタリング結果通知後に選定事業者は、大学に対してサービス購入料の請求書を提出する。
- ・大学は請求を受けた日から60日以内に選定事業者に対して維持管理費相当を支払う。

(4) サービス購入料の減額等

モニタリングを行い、事業契約で定められた性能・水準が維持されていない場合は、サービス購入料の減額等を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

4. 土地等の使用等

大学は、本事業に係る土地及び建物を、改修期間において選定事業者は無償で貸与する。

5. 選定事業者の事業契約上の地位

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の方法により処分してはならない。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、選定事業者は改修工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から工学部他校舎施設の引渡完了日までを期間として、改修工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、契約担当役国立大学法人熊本大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を契約担当役国立大学法人熊本大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を契約担当役国立大学法人熊本大学事務局長のために設定するものとする。

7. 保険

大学は、維持管理期間の工学部他校舎に対して、財産保険（火災、破裂、爆発による損害補償を含む。）を付保する。

選定事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書（案）「別紙4 事業者等が付保する保険」を参照のこと。

(1) 改修期間中の保険

事業者は、建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入することを要する。

(2) 維持管理期間中の保険

事業者は、維持管理業務開始時から事業契約終了時までの全期間において第三者賠償

責任保険に加入することを要する。

8. 大学と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表」及び別添資料5「事業契約書(案)」によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

第6 事業実施に関する事項

1. 誠実な事業遂行義務

事業者は、入札提出書類等(第一次審査時の提出書類を含む)及び事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2. 大学による本事業の実施状況の監視

大学による本事業の実施状況の監視は以下のとおりである。

なお、以下の監視とは別に、各施設改修工事の初期段階(内外装撤去等段階)において、大学及び事業者は双方の立会いの下、事業者が作成した躯体の状況調査結果を相互に確認する。

(1) 実施設計時

選定事業者は、定期的に大学に進捗状況等の報告を行うとともに、実施設計完了時

に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

(2) 計画通知時

選定事業者は、建築基準に基づく計画通知の書類作成を行い、建築主事に計画通知の提出を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

(3) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者は工事監理の状況を大学に毎月報告する。また、選定事業者は大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行う。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

(4) 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

(5) 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に業務の実施状況を確認する。なお、モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き、大学の負担とする。

3. 支払いの減額等

事業契約書、業務要求水準書及び施設設計要求書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、維持管理費相当の減額等を行うことがある。詳細は、事業契約書(案)「別紙 8 モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法」を参照のこと。

4. 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。また、大学は請求があった場合に、当該財務書類を公開できるものとする。

5. 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

- (1) 本事業は選定事業者の責任において遂行される。また、大学は事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として大学は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等の間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。
- (3) 事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- (4) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

6. 支払い手続き

- (1) 選定事業者は、事業契約に定められた方法により業務完了届けを大学に提出し、大学の履行確認を受ける。
- (2) 選定事業者は、履行確認完了後速やかに大学に請求書を送付する。
- (3) 大学は選定事業者から請求書を受け取った後、事業契約に定める日に支払いを行う。

7. 技術者の配置

選定事業者は、申請書、資料または入札提案書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

第7 契約の考え方

1. 契約書の作成等

事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

2. 基本協定

落札者は、落札者決定後 7 日以内に、大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

3. 契約手続き

- (1) 選定事業者は、大学を相手方として、事業契約書（案）により、事業契約を締結しなければならない。
- (2) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (3) 選定事業者が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。
- (4) 事業契約締結に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代などは、選定事業者の負担とする。

4. 契約の枠組み

(1) 対象者

選定事業者

(2) 契約時期

平成 17 年 3 月（予定）

(3) 契約の概要

提案内容及び事業契約書（案）に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・改修及び維持管理業務に関する業務内容やサービス購入料の金額、支払方

法等を定める。

なお、維持管理業務の要求水準の詳細については、事業契約に定められた水準に基づき、大学と協議し、業務開始の3ヶ月前までに作成するものとする。

5. 入札価格と落札金額

(1) 入札価格

入札価格は、施設整備費相当（積算する金利の基準日は平成16年11月1日とする。）に、全事業期間の維持管理費相当の合計額を加算した金額とする（消費税、物価変動は見込まない。）。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 落札金額

落札金額は、入札価格に当該金額から本件工事費等にかかる割賦金利を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。

6. 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

第8 入札提出書類等

1. 第一次審査（競争参加資格確認申請）時の提出書類

提出書類は、(1)～(11)の書類を1部一括して提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示す。

- (1) 入札参加表明書 (様式1-1)
- (2) 競争参加資格確認申請書 (様式1-2)
- (3) グループ構成員及び協力会社一覧表 (様式1-3)

- (4) 競争参加資格に係わる等級決定通知書の写し
- (5) 必要とされる資格（一級建築士事務所登録、建設業許可、主任技術者及び監理技術者、ほか関連業務等）を証する書類の写し
- (6) 設計実績 (様式 1 - 4、1 - 5)
- (7) 工事監理実績 (様式 1 - 6、1 - 7)
- (8) 工事施工実績 (様式 1 - 8、1 - 9、1 - 10)
- (9) 主任技術者又は監理技術者の実績 (様式 1 - 11、1 - 12、1 - 13)
- (10) 維持管理業務実績 (様式 1 - 14)
- (11) 委任状 (様式 1 - 15、1 - 16)

2. 入札辞退時の提出書類

入札参加資格審査申請時に書類を提出した入札参加者で、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 1 - 17）を提出すること。

3. 入札提出書類

入札提出書類は次のとおりである。書類を提出するときには、それぞれ 1 分冊とし、< >内に掲げる部数を提出すること。

- (1) 提案提出書 (様式 1 - 18) < 1 部 >
- (2) 提案書類一覧 (様式 1 - 19) < 1 部 >
- (3) 入札書 (様式 1 - 20) < 1 部 >
- (4) 入札金額内訳書 (様式 1 - 21) < 1 部 >
- (5) 有価証券報告書等 < 1 部 >
- (6) 提案書
 - 1) 事業計画提案書 < 25 部 >
 - ・事業計画提案書表紙 (様式 2)
 - ・事業スキーム (様式 2 - 1 - 1、2 - 1 - 2)
 - ・資金計画表 (様式 2 - 2 - 1~2 - 2 - 3)
 - ・事業の安全性に対する提案書 (様式 2 - 3)
 - ・リスク分担計画書 (様式 2 - 4 - 1、2 - 4 - 2)
 - ・長期収支計画表 (様式 2 - 5)
 - ・キャッシュフロー計算書 (様式 2 - 6)
 - ・サービス購入料の支払予定表 (様式 2 - 7)
 - ・資金管理方針 (様式 2 - 8)

- 2) 設計・改修工事提案書 < 25部 >
- ・設計・改修工事提案書表紙 (様式3)
 - ・設計・改修工事の基本的考え方 (様式3-1)
 - ・設計・改修工事の実施体制 (様式3-2)

 - ・工程表 (様式3-3)
 - ・設計説明書 (様式3-4~3-8、3-11、3-12)
 - ・電気、情報通信、防災、給水、ガス、消火設備の仮設計画 (様式3-9)
 - ・改修工事中の安全性の確保 (様式3-10)
 - ・面積表 (様式3-13)
 - ・仕上表 (様式3-14-1、3-14-2)
 - ・本件工事費等積算表 (様式3-15-1~3-15-8)
 - ・附帯設備メーカーリスト (様式3-16)
- 3) 提案設計図 < 25部 >
- ・表紙
 - < 建築 > (それぞれの図面に補強位置を明示のこと)
 - ・配置図(1/1000)施設設計要求書 図面1 外構整備範囲図(案)[改訂]参照
 - ・外構図・緑化計画図(1/1000)
 - ・各階平面図(1/500以内)
 - ・立面図(東西南北4面、1/500以内)
 - ・断面図(X・Y方向各1面、1/500以内)
 - ・外壁改修概要図
 - ・補強概要図(独自の工法を採用した場合はその内容がわかる資料も添付)
 - ・補強後の耐震診断結果
 - ・外観透視図(理学部1・2号館の西側玄関部分、及び工学部1号館)
 - ・内観透視図(工学部2号館ホール部分を含む)
 - < 電気設備 >
 - ・受変電設備単線結線図
 - ・幹線系統図(電気、電話、情報通信、防災の仮設計画を含む)
 - ・分電盤類配置図
 - < 機械設備 >
 - ・主要機器リスト及び配置図
 - ・主要系統図(給水、ガスの仮設計画を含む)
 - ・実験排水系統図の概要(理学部のみ)

- 4) 維持管理業務提案書 < 25部 >
- ・維持管理業務提案書表紙 (様式4)
 - ・維持管理業務内容提案書 (様式4-1、4-2-1 ~ 4-2-4)
 - ・維持管理業務費用見積書 (様式4-3-1 ~ 4-3-5)
 - ・長期修繕計画書 (様式4-4-1~4-4-6)

第9 その他

1. 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

また、第7 3.(3)でも述べたとおり、選定事業者が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

2. 特定事業の選定の取消し

入札参加者等がない場合又は入札参加者全員の入札額が大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3. 情報の掲載

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

(別紙1)

平成 年 月 日

入札説明書に関する質問書

「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業入札説明書」及び配布資料について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
公表の承諾	(いずれかの[]に を記入) []公表してもよい []公表を望まない
質問項目	(入札説明書または配付資料名・ページ)
内容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

添付資料1 リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者				
			大学	事業者			
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	入札リスク	2	入札参加費用の負担				
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの				
	契約リスク	4	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合（1）				
	制度関連 リスク	政治・行政リスク	5	国の予算措置確保に関する承認が得られない場合			
			6	政策の変更			
			7	中期計画の変更			
		法制度リスク	8	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に典型的又は特別に影響を及ぼすもの）			
			9	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）			
		許認可リスク	10	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
			11	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
		税制度リスク	12	一般的な税制変更（新設含む）に関するもの			
			13	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの			
			14	PFI事業に特定の税制の新設・変更			
	社会 リスク	住民対応リスク	15	大学による測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			16	上記以外のもの（選定事業者が行う調査、改修、維持管理に関するもの）			
		環境問題リスク	17	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの			
			第三者賠償 リスク	18	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		
				19	大学の運營業務に関する事故または通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合		
	債務不履行 リスク	選定事業者の 責めによるもの	20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更			
			21	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合			
			22	選定事業者の提供するサービスの品質が施設設計要求書及び業務要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合			
		大学の責め によるもの	23	大学の債務不履行			

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
				大学	事業者	
共通	不可抗力リスク	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似した事変又は暴動など（ 2）			
		25	当事者がコントロールできない自然的や人為的な事象のうち 保険等又は同等の措置を超えるもの（ 2）			
	金利リスク		金利の変動			
		26	設計・改修期間中			
		27	維持管理期間中			
	物価リスク		物価の変動			
		28	設計・改修期間中			
		29	維持管理期間中			
	計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	30	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	
31				大学側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
測量・調査リスク		32	大学が実施した測量・調査に関するもの			
		33	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		34	大学が想定している範囲において地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長			
		35	提案等により大学が想定している範囲以外において、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長			
		36	大学の提示条件、指示の不備、大学の要求に基づく変更によるもの			
設計リスク		37	選定事業者による指示、判断の不備			
工事段階	工事リスク	土地瑕疵リスク	38	計画地の土壌汚染に関するもの		
		施設瑕疵リスク	39	工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵に関するもの（ 3）（ 4）	つと	
		工事遅延リスク	40	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合（ただし大学の要求による設計変更等に起因するものを除く）		
			41	大学の要求による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合		
		工事監理リスク	42	工事監理に関するもの		
		工事費増大リスク	43	大学の指示に起因する工事費の増大		
			44	上記以外の要因による工事費の増大		
		要求性能未達リスク	45	要求性能不適合（施工不良を含む）		
		施設損傷リスク	46	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			大学	事業者	
維持管理段階	支払遅延・不能リスク	47	大学の支払遅延・不能に関するもの		
	計画変更リスク	48	大学の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの		
		49	大学の指示による施設内容の変更等に起因する費用負担及び業務に関するもの		
維持管理リスク	要求水準未達リスク	50	要求水準不適合（施工不良を含む）		
	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合			
		51	引渡後2年以内（ただし、選定事業者に故意・重過失があるとき、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分については10年以内）		
		52	引渡後3年目以降（選定事業者の故意・重過失による引渡後10年以内のものを除く）		
		53	工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵であって、内外装撤去段階の事業者による調査によっても発見できなかった躯体の瑕疵（3）（4）		
	維持管理コスト	54	大学の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		
	施設損傷リスク	55	施設の劣化に対して選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		
		56	事故・火災等によるもの（大学及び第三者の責めによる場合）		
57		事故・火災等によるもの（選定事業者の責めによる場合）			

- (1) 帰責事由に応じて、大学または選定事業者が負担する。
- (2) 原則大学負担とし、一定の割合までは選定事業者が負担する。
- (3) 工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵とは、内外装撤去段階において確認する現施設に存在する躯体の瑕疵のうち、施設設計要求書の中で示す「参考 補修（補強）設計数量」以外の瑕疵（その修補（補強）費用が当初に予定された施設整備費に含まれていない瑕疵）を意味する。
- (4) 負担については、補修（補強）に係る増加費用は大学が負担し、補修（補強）の履行責任は選定事業者が負う。